

不妊治療費を助成します 「横芝光町妊活サポート事業」のお知らせ

申請健康こども課健康づくり班
☎(82)3400

「不妊治療」は令和4年4月1日から保険適用されています。町では、独自に保険適用される不妊治療に係る自己負担金を一部助成します。

対象者

- ・ 次の条件を全て満たす者
- ・ 保険給付を伴う不妊治療等を開始していること
- ・ 法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にあること

- ・ 夫婦または夫婦の一方が町内に住所を有し、1年以上継続して居住していること
- ・ 町税の滞納がないこと

助成金額

- ・ 不妊治療等に係る一部負担金から高額療養費等の額を引いた自己負担額の2分の1(千円未満切捨て)

- ・ 上限額…1年度当たり10万円
- ・ 保険医療機関が作成する「不妊治療等に係る費用の助成事業受診証明書(申請書類②)」に係る文書料
- ・ 上限額…1年度当たり1万円

申請期限

保険給付を伴う不妊治療等に係る医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内

申請書類

- ① 不妊治療費保険診療助成金支給申請書兼請求書
 - ② 不妊治療費等に係る費用の助成事業受診証明書
 - ③ 町税の滞納がないことを証明する書類
 - ④ 被保険者証、組合員証または加入者証
 - ⑤ 保険医療機関等が発行する不妊治療費等に係る費用の領収書とその明細書
 - ⑥ 事実婚関係にあつては、事実婚関係に関する申立書
 - ⑦ 申請者本人名義の預金通帳の写し
 - ⑧ 高額療養費の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額現額認定証の写し
- ※ 高額療養費該当者のみ
①②⑥の書類は町公式ホームページでダウンロードできます

町公式ホームページ
はこちら↓



千葉県特定不妊治療費助成事業対象者への費用助成を継続します

不妊治療の保険適用に伴い、この事業は終了しますが、経過措置として、令和3年度までの助成対象者に、引き続き費用の一部を助成します。

町への申請期限

令和6年3月29日(金)

詳しくは健康こども課へお問い合わせください。

県への申請期限

令和5年3月31日(金)

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県ホームページ
はこちら↓



「エンゼルヘルパー」の利用者を募集しています

昼間に日常生活を援助する人がいない方に、家事の援助などを提供するエンゼルヘルパーを派遣しています。

対象者

- ・ 母子健康手帳を交付された妊婦の方、または1歳未満(双子等の多胎児の場合は1歳6カ月未満)のお子さんを養育する方で、次の条件を全て満たす方
- ・ 町内に住民登録があり、居住していること
- ・ 昼間に日常生活を援助する人がいないこと

サービス内容

- ・ 居室の掃除・整理整頓、衣類の洗濯、生活必需品の買物

利用できる期間

- ・ 母子健康手帳を交付された日から養育するお子さんが満1歳(双子等の多胎児の場合は満1歳6カ月)に達する日の前日まで

利用できる時間

- ・ 平日(12月28日～1月5日を除く)午前8時30分～午後5時の間で1日当たり2時間まで

利用できる日数

月4日まで(双子等の多胎児の場合は月8回まで)

利用者負担金

1時間あたり500円

申込方法

健康づくりセンター「プラム」でお申込ください

申請に必要なもの

- ・ エンゼルヘルパー派遣利用登録申請書、印鑑、母子健康手帳(妊婦の方)

申請健康こども課こども班

☎(82)3400

高齢者インフルエンザ接種費用の助成期間を延長します

国内のインフルエンザ感染者数が増加傾向にあり、高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成期間を1月31日まで延長します。

接種のお申込みについては、各医療機関へお問合せください。

申請健康こども課健康づくり班

☎(82)3400

